



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年5月2日金曜日 第1453号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

字の区域の変更（内子町）.....	533
新たに生じた土地の確認（津島町）.....	537
字の区域の変更（ " ）.....	537
落札者等の告示.....	537
地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画の公 示.....	537
地籍調査の成果の認証.....	538
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	538
土地改良区役員の就退任の届出（6件）.....	538
愛媛県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指 針の変更.....	540
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	540
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	542
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	542
落札者等の告示.....	542
基本測量の実施の通知.....	542
道路の区域変更（県道美川小田線）.....	542
道路の供用開始（ " ）.....	543
道路の区域変更（県道美川小田線）.....	543
道路の供用開始（ " ）.....	543
道路の区域変更（一般国道378号）.....	543
道路の供用開始（ " ）.....	544
開発行為に関する工事の完了.....	544

## 公 告

愛媛情報スーパーハイウェイ基幹回線専用サービスの調達.....	544
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	545

## 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	546
-------------------------------	-----

## 公安委員会規則

取消処分者講習の実施に関する規則.....	546
-----------------------	-----

## 公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	554
-------------------------------	-----

## 正 誤

平成15年3月28日付け第1443号愛媛県公安委員会訓令第1号  
（愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令）中... 554

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1045号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、内子町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届

出があった。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域		摘 要
	字 名	地 番	
内子	大字内子	甲748の2から甲748の10まで、甲749の2、甲750の3、甲751の3、甲752の6、甲753の2、甲754の2、甲765の3、甲766の3、甲767の3、甲768の2、甲769の2、甲769の3、甲770の2、甲770の3、甲771の2、甲772、甲773の1から甲773の4まで、甲774から甲776まで、甲777の1、甲777の2、甲778から甲780まで、甲781の1、甲781の2、甲782の1から甲782の3まで、甲783の1、甲783の2、甲784の1、甲784の2、甲785の1から甲785の3まで、甲786から甲789まで、甲790の1、甲790の2、甲791の1から甲791の3まで、甲792、甲793の1、甲793の2、甲794の1、甲794の2、甲795の1、甲795の2、甲796の2、甲797の1、甲797の2、甲798の1、甲798の2、甲799の1、甲799の2、甲800の1、甲800の2、甲801の1、甲801の2、甲802から甲806まで、甲807の1から甲807の5まで、甲808の1、甲808の2、甲809の1、甲809の2、甲810の1、甲810の2、甲811の1、甲811の2、甲812の1から甲812の3まで、甲813の1から甲813の4まで、甲814の1、甲814の2、甲815の1から甲815の5まで、甲817の1から甲817の3まで、甲818の1から甲818の3まで、甲819の1、甲819の2、甲820の1から甲820の3まで、甲821の1、甲821の2、甲822の1、甲822の2、甲823の1から甲823の3まで、甲824の1から甲824の3まで、甲825の1から甲825の3まで、甲826から甲829まで、甲830の1、甲830の2、甲831の1から甲831の3まで、甲832の1、甲832の2、甲833から甲835まで、甲836の1、甲836の2、甲837の1、甲837の2、甲838の1、甲838の2、甲839の1、甲839の2、甲839の4、甲840の1、甲840の2、甲841から甲846まで、甲847の1、甲847の2、甲848の1、甲848の2、甲849、甲850の1、甲850の2、甲851の1、甲851の2、甲852、甲853の1から甲853の4まで、甲855の1から甲855の4まで、甲856の1から甲856の10まで、甲857の1から甲857の4まで、甲858の1、甲859の1から甲859の3まで、甲860の1から甲860の3まで、甲861の1、甲861の2、甲862、甲863、甲864の1、甲864の2、甲865から甲867まで、甲869の1から甲869の3まで、甲870、甲871の1から甲871の3まで、甲872の1から甲872の3まで、甲873の1から甲873の6まで、甲875の1から甲875の5まで、甲876の1から甲876の4まで、甲877の1から甲877の3まで、甲878の1から甲878の3まで、甲879の1から甲879の3まで、甲880の1、甲880の2、甲881の1から甲881の11まで、甲882の1から甲882の5まで、甲883、甲884の1、甲884の2、甲885の2、甲885の3、甲887の2、甲887の3、甲888、甲889、甲890の1から甲890の5まで、甲891の1から甲891の5まで、甲892の1、甲892の2、甲893の1から甲893の4まで、甲894の1から甲894の4まで、甲895の1から甲895の6まで、甲895の8から甲895の15まで、甲898の1、甲898の2、甲898の5から甲898の12まで、甲899、甲900の1から甲900の3まで、甲901の1から甲901の4まで	これに伴う道路、水路等を含む。

甲904から甲909まで、甲910の1、甲910の2、甲911の1、甲911の2、甲912の1から甲912の3まで、甲913の1から甲913の9まで、甲915の2、甲915の4から甲915の8まで、甲916の1、甲916の2、甲917の1から甲917の8まで、甲919の4から甲919の8まで、甲920の1から甲920の4まで、甲921の1から甲921の8まで、甲922の1、甲922の2、甲923の1から甲923の14まで、甲924の1、甲926の2、甲926の3、甲927の1から甲927の4まで、甲928から甲930まで、甲931の1、甲931の2、甲932の1、甲932の2、甲933の1、甲934の1、甲934の2、甲935の1、甲935の2、甲935の5、甲935の7、甲935の8、甲936の1から甲936の3まで、甲937、甲938の1、甲938の2、甲939の1、甲939の2、甲940の1から甲940の3まで、甲942、甲943の1から甲943の7まで、甲944の1、甲944の2、甲944の4から甲944の6まで、甲945の1から甲945の4まで、甲946、甲947の1から甲947の4まで、甲954の1、甲954の3、甲955の1、甲956の1から甲956の5まで、甲957の1から甲957の4まで、甲958の1から甲958の3まで、甲958の5から甲958の9まで、甲959、甲960、甲961の1から甲961の3まで、甲962の1から甲962の3まで、甲963の1から甲963の3まで、甲964の1から甲964の3まで、甲966の1から甲966の4まで、甲967の1、甲967の3から甲967の19まで、甲968の2、甲969の1、甲970の2から甲970の5まで、甲971から甲973まで、甲974の1、甲978の1から甲978の8まで、甲982の3、甲983の1から甲983の5まで、甲984、甲985の1、甲985の2、甲986の1から甲986の5まで、甲987の1から甲987の3まで、甲988、甲989、甲990の1から甲990の5まで、甲991の1から甲991の3まで、甲992の1から甲992の3まで、甲993の1から甲993の7まで、甲994の1、甲994の2、甲995の1から甲995の5まで、甲996の1、甲996の2、甲997の1、甲997の2、甲997の4から甲997の10まで、甲998の1から甲998の3まで、甲999の1、甲1000、甲1001の1、甲1001の3、甲1002の1、甲1002の2、甲1003の1から甲1003の12まで、甲1004の2から甲1004の10まで、甲1005、甲1006の1、甲1006の2、甲1009の1、甲1009の2、甲1010の3、甲1011から甲1013まで、甲1015、甲1016、甲1017の1、甲1017の2、甲1018、甲1019の1、甲1019の2、甲1020、甲1021の1、甲1021の2、甲1022の1から甲1022の4まで、甲1023の1から甲1023の3まで、甲1024、甲1025の1から甲1025の11まで、甲1026の1、甲1026の2、甲1029、甲1030の1、甲1030の3から甲1030の7まで、甲1033の1、甲1033の2、甲1034の1、甲1034の2、甲1034の5から甲1034の8まで、甲1036の1、甲1037の2、甲1037の3、甲1038、甲1039の1、甲1039の3、甲1039の4、甲1040の1、甲1043の1から甲1043の3まで、甲1043の5から甲1043の10まで、甲1043の12から甲1043の19まで、甲1044の1から甲1044の7まで、甲1045の1から甲1045の4まで、甲1046の1、甲1046の2、甲1047の1、甲1047の2、甲1048の1、甲1048の2、甲1049の1、甲1049の2、甲1050の1、甲1050の2、甲1051の1から甲1051の3まで、甲1052の2、甲1052の3、甲1053の2から甲1053の6まで、甲1054の1、甲1054の2、甲1055の1、甲1055の2、甲1056の1、甲1056の2、甲1057の1から甲1057の3まで、甲1058の1、甲1058の2、甲1059の1、甲1059の2、甲1060の1、甲1060の2、甲1061の1、甲1061の2、甲1062の1、甲1062の2、甲1063の1、甲1063の2、甲1064の1、甲1064の2、甲1065の2、甲1066の1、甲1066の3、甲1067の1、甲1067の2、甲1068の1、甲1068の2、甲1069の1から甲1069の3まで、甲1070の1から甲1070の3まで、甲1071の1、甲1071の2、甲1073の1、甲1073の2、甲1074の1から甲1074の3まで、甲1075の1、甲1075の2、甲1076の1、甲1076の2、甲1077の1、甲1077の2、

甲1078の1、甲1078の2、甲1079の1から甲1079の5まで、甲1080の1、甲1080の2、甲1081の1、甲1081の2、甲1082の1、甲1082の2、甲1083の1から甲1083の5まで、甲1084の1から甲1084の3まで、甲1085の1から甲1085の3まで、甲1086の1、甲1086の2、甲1087の1、甲1087の2、甲1090、甲1091合併の1から甲1090・甲1091合併の4まで、甲1092の1、甲1092の2、甲1093の1から甲1093の3まで、甲1094の1、甲1094の2、甲1094の4から甲1094の7まで、甲1095の1から甲1095の10まで、甲1096の2、甲1096の3、甲1097の1から甲1097の6まで、甲1098の1、甲1098の2、甲1099の1、甲1099の2、甲1100の1、甲1100の2、甲1101の1から甲1101の11まで、甲1102の1、甲1102の2、甲1103の1、甲1103の2、甲1104の1、甲1104の2、甲1105の1、甲1105の2、甲1106の1、甲1106の2、甲1107の1、甲1107の2、甲1108の1、甲1108の2、甲1109の1、甲1109の2、甲1110の1、甲1110の2、甲1111の1、甲1111の2、甲1112の1、甲1112の2、甲1113の1、甲1113の2、甲1114の1、甲1114の2、甲1115の1から甲1115の3まで、甲1116の1、甲1116の2、甲1117の1、甲1117の2、甲1118の1、甲1118の2、甲1119の1、甲1119の2、甲1120の1、甲1120の2、甲1121の1、甲1121の2、甲1122の1、甲1122の2、甲1123の1から甲1123の3まで、甲1124の1、甲1124の2、甲1125、甲1126の1から甲1126の3まで、甲1127の1から甲1127の3まで、甲1128の1、甲1128の2、甲1129の1から甲1129の3まで、甲1130の1、甲1130の2、甲1131の1、甲1131の3から甲1131の5まで、甲1132の1から甲1132の4まで、甲1133の1から甲1133の3まで、甲1134、甲1136の2、甲1137の1、甲1137の3、甲1138の1、甲1138の3、甲1138の4、甲1139の1、甲1139の2、甲1140の1、甲1140の2、甲1141の1から甲1141の7まで、甲1142の1から甲1142の3まで、甲1143の1から甲1143の3まで、甲1144、甲1145の1から甲1145の6まで、甲1146の1から甲1146の3まで、甲1147の1、甲1147の2、甲1148の1から甲1148の4まで、甲1149の1、甲1149の2、甲1150の1、甲1150の2、甲1151の1から甲1151の11まで、甲1152の1、甲1152の2、甲1153の1から甲1153の3まで、甲1154の1から甲1154の3まで、甲1155の1、甲1155の2、甲1156の1、甲1156の2、甲1157の1、甲1157の2、甲1158の1、甲1158の2、甲1159の1、甲1159の2、甲1160の1から甲1160の3まで、甲1161の1から甲1161の3まで、甲1162の1から甲1162の4まで、甲1163、甲1164の1から甲1164の6まで、甲1166の1、甲1166の2、甲1167の1から甲1167の5まで、甲1168の2、甲1169の1、甲1169の2、甲1170の1、甲1170の2、甲1171の1から甲1171の4まで、甲1172の1、甲1172の2、甲1173の1から甲1173の4まで、甲1174から甲1176まで、甲1177の1、甲1177の2、甲1178の1、甲1178の2、甲1179の1から甲1179の4まで、甲1180の1から甲1180の3まで、甲1181の1から甲1181の4まで、甲1182の1、甲1182の2、甲1183、甲1184の1、甲1184の2、甲1185の1から甲1185の5まで、甲1186の1、甲1186の2、甲1187、甲1188の1から甲1188の3まで、甲1189の1から甲1189の4まで、甲1190の1から甲1190の5まで、甲1191の2から甲1191の15まで、甲1192、甲1193、甲1195、甲1196の1、甲1196の3から甲1196の15まで、甲1197の2、甲1198の3、甲1198の4、甲1199、甲1200、甲1201の1から甲1201の4まで、甲1203の1から甲1203の5まで、甲1204の1、甲1204の2、甲1205の1、甲1205の4、甲1205の6から甲1205の12まで、甲1208の1、甲1208の2、甲1209の2、甲1210の1から甲1210の7まで、甲1212の1から甲1212の8まで、甲1213の1から甲1213の4まで、甲1214の1、甲1214の2、甲1215から甲1218まで、甲1219の1、甲1219の2、甲1220の1、甲1220の2、甲1221の1、甲1221

の2、甲1222の1、甲1222の2、甲1222の4から甲1222の10まで、甲1223の2から甲1223の5まで、甲1224の1から甲1224の5まで、甲1225の1から甲1225の3まで、甲1226の1、甲1226の2、甲1227の1、甲1227の2、甲1228の1、甲1228の2、甲1229、甲1230の1、甲1230の2、甲1232の1から甲1232の3まで、甲1233の1、甲1233の2、甲1234、甲1235の1から甲1235の4まで、甲1236の1から甲1236の3まで、甲1237の1、甲1237の2、甲1238の1、甲1238の2、甲1239の1、甲1239の2、甲1240の1、甲1240の2、甲1241から甲1244まで、甲1245の1から甲1245の8まで、甲1246の1から甲1246の5まで、甲1247の1から甲1247の4まで、甲1248の1、甲1248の2、甲1249の1から甲1249の3まで、甲1250の1、甲1250の2、甲1251の1から甲1251の4まで、甲1252の1から甲1252の3まで、甲1253の1から甲1253の6まで、甲1254の1から甲1254の3まで、甲1255の1から甲1255の3まで、甲1256の1から甲1256の8まで、甲1257の1から甲1257の4まで、甲1259、甲1260の1から甲1260の3まで、甲1261の1、甲1261の2、甲1262の1、甲1262の5から甲1262の29まで、甲1265、甲1266の1、甲1266の2、甲1267の1から甲1267の3まで、甲1269の1、甲1269の2、甲1270の1から甲1270の3まで、甲1271の1から甲1271の4まで、甲1272の2、甲1273、甲1274の1から甲1274の6まで、甲1275の1、甲1275の2、甲1279、甲1281から甲1283まで、甲1284の1から甲1284の11まで、甲1287の1から甲1287の6まで、甲1288の1から甲1288の9まで、甲1289の1から甲1289の4まで、甲1290の2、甲1290の3、甲1292、甲1293の1から甲1293の3まで、甲1294から甲1296まで、甲1297の1から甲1297の21まで、甲1298の1から甲1298の6まで、甲1299の1から甲1299の8まで、甲1300の1から甲1300の9まで、甲1300の11から甲1300の24まで、甲1301の2、甲1302の1から甲1302の16まで、甲1303の1から甲1303の10まで、甲1305の1から甲1305の17まで、甲1306、甲1307の1から甲1307の8まで、甲1308の1、甲1308の2、甲1309の1から甲1309の7まで、甲1310の1、甲1310の3から甲1310の10まで、甲1311の1から甲1311の4まで、甲1312の1、甲1312の2、甲1313から甲1315まで、甲1316の1から甲1316の4まで、甲1317の1、甲1317の2、甲1318、甲1319の1、甲1319の2、甲1321の1、甲1321の2、甲1322から甲1324まで、甲1325の1から甲1325の3まで、甲1326、甲1327の1から甲1327の6まで、甲1328、甲1329の1、甲1329の2、甲1330、甲1331の1、甲1331の2、甲1332の1から甲1332の3まで、甲1333の1から甲1333の8まで、甲1335の4、甲1340の1から甲1340の5まで、甲1342の4から甲1342の7まで、甲1343の2、甲1343の3、甲1344の1から甲1344の4まで、甲1345、甲1346の1、甲1346の2、甲1347の1、甲1347の2、甲1348、甲1349の1から甲1349の7まで、甲1350、甲1351の1から甲1351の10まで、甲1352の1から甲1352の7まで、甲1353の1から甲1353の6まで、甲1354の1、甲1354の2、甲1355の1から甲1355の7まで、甲1356の1、甲1356の2、甲1357の1、甲1357の2、甲1358の1、甲1358の2、甲1359の1から甲1359の3まで、甲1360の1から甲1360の3まで、甲1361の1から甲1361の4まで、甲1362の1から甲1362の8まで、甲1363の1から甲1363の6まで、甲1364の1から甲1364の6まで、甲1365から甲1367まで、甲1368の1から甲1368の6まで、甲1369、甲1370の1から甲1370の8まで、甲1371の1から甲1371の8まで、甲1372、甲1373の1から甲1373の8まで、甲1374の1から甲1374の11まで、甲1375の1から甲1375の9まで、甲1376、甲1377の1から甲1377の3まで、甲1378、甲1379の1から甲1379の14まで、甲1380の1、甲1380の2、甲1381の3、甲1382の1から甲1382の3まで、甲1383、甲1384、甲1385の1、甲1385の2、甲1386の1から甲1386の6

まで、甲1387の1から甲1387の8まで、甲1387の10、甲1387の11、甲1388の1から甲1388の3まで、甲1389の1から甲1389の3まで、甲1389の5、甲1390の1から甲1390の3まで、甲1391の1から甲1391の3まで、甲1392の2から甲1392の7まで、甲1393の1から甲1393の3まで、甲1394の1から甲1394の5まで、甲1394の7、甲1394の10から甲1394の30まで、甲1396の1から甲1396の5まで、甲1397、甲1398、甲1399の1、甲1399の3、甲1399の4、甲1400の2、甲1402の1、甲1402の2、甲1403の1から甲1403の4まで、甲1404の1から甲1404の13まで、甲1405の1から甲1405の8まで、甲1406の2、甲1406の3、甲1407の1から甲1407の7まで、甲1408の1、甲1408の6から甲1408の13まで、甲1408の15から甲1408の19まで、甲1410の1から甲1410の3まで、甲1410の7から甲1410の16まで、甲1412の2、甲1413の2、甲1415の2から甲1415の7まで、甲1422の2から甲1422の5まで、甲1428の1、甲1428の3から甲1428の10まで、甲1433の1から甲1433の12まで、甲1435の2から甲1435の8まで、甲1437の1、甲1437の3から甲1437の5まで、甲1437の7から甲1437の10まで、甲1439の1から甲1439の7まで、甲1440の1、甲1440の3から甲1440の13まで、甲1443の2、甲1444の1から甲1444の7まで、甲1445の1から甲1445の5まで、甲1446の1から甲1446の3まで、甲1446の6から甲1446の13まで、甲1446の16から甲1446の21まで、甲1447の3、甲1448の1から甲1448の5まで、甲1449の1から甲1449の6まで、甲1450の1から甲1450の17まで、甲1451の1から甲1451の3まで、甲1452の1、甲1452の3から甲1452の6まで、甲1453の1から甲1453の3まで、甲1454の1から甲1454の3まで、甲1455の1から甲1455の6まで、甲1456の1から甲1456の7まで、甲1457の1から甲1457の9まで、甲1459、甲1460の1、甲1460の4、甲1461、甲1462の1から甲1462の4まで、甲1463、甲1464の1から甲1464の3まで、甲1465の1、甲1466、甲1467の1、甲1467の3、甲1468の1から甲1468の9まで、甲1470の1から甲1470の7まで、甲1471から甲1475まで、甲1476の2から甲1476の6まで、甲1477、甲1478、甲1479の1、甲1479の2、甲1480の1から甲1480の4まで、甲1481の1から甲1481の6まで、甲1481の8から甲1481の15まで、甲1481の17から甲1481の30まで、甲1482の1から甲1482の7まで、甲1483、甲1484の1、甲1484の2、甲1485、甲1486の1、甲1486の2、甲1487の1、甲1487の2、甲1488の1、甲1488の2、甲1489の1から甲1489の3まで、甲1490の1、甲1490の2、甲1491の1、甲1492から甲1496まで、甲1497の1から甲1497の4まで、甲1498の1から甲1498の3まで、甲1499の1から甲1499の3まで、甲1500、甲1501の1、甲1501の2、甲1502の1、甲1502の2、甲1503、甲1504の1から甲1504の3まで、甲1505、甲1506の1、甲1506の2、甲1507、甲1508の1、甲1508の2、甲1509の1、甲1509の2、甲1510、甲1511の1から甲1511の7まで、甲1512の1から甲1512の3まで、甲1513、甲1514の1、甲1514の2、甲1515の1、甲1515の2、甲1516から甲1520まで、甲1521の1から甲1521の4まで、甲1522から甲1525まで、甲1526の1、甲1526の2、甲1527の1、甲1527の2、甲1528の1から甲1528の3まで、甲1530、甲1531、甲1532の1、甲1532の2、甲1533の1、甲1533の2、甲1534の1、甲1534の2、甲1535、甲1536、甲1537の1から甲1537の5まで、甲1538から甲1540まで、甲1541の1から甲1541の4まで、甲1542の1、甲1542の2、甲1543、甲1544の1から甲1544の4まで、甲1545、甲1546の1から甲1546の3まで、甲1547から甲1560まで、甲1561の1、甲1561の2、甲1562、甲1563、甲1564の1から甲1564の3まで、甲1565の1から甲1565の4まで、甲1566から甲1569まで、甲1570の1、甲1570の2、甲1571から甲1576まで、甲1577の1、甲1577の2、甲1578、甲1579の1、甲1579の

2、甲1580から甲1582まで、甲1583の1、甲1583の2、甲1584、甲1585の1、甲1585の2、甲1586の3から甲1586の8まで、甲1587、甲1588、甲1592から甲1594まで、甲1595の1、甲1595の2、甲1597、甲1598、甲1599の1、甲1599の2、甲1600の1から甲1600の3まで、甲1601から甲1604まで、甲1605の1から甲1605の3まで、甲1606から甲1608まで、甲1609の1、甲1609の2、甲1610の1、甲1610の2、甲1611、甲1612、甲1613の1、甲1613の2、甲1614、甲1615の1から甲1615の3まで、甲1616の1から甲1616の4まで、甲1617の1、甲1617の3、甲1620の1から甲1620の3まで、甲1621の1から甲1621の6まで、甲1622の1から甲1622の3まで、甲1623の1から甲1623の5まで、甲1624の1、甲1624の2、甲1625、甲1626、甲1627の1から甲1627の10まで、甲1628の1から甲1628の3まで、甲1629、甲1630、甲1631の1、甲1631の2、甲1632の1から甲1632の3まで、甲1633の1、甲1633の2、甲1634の1から甲1634の3まで、甲1636の1から甲1636の3まで、甲1637の1、甲1637の2、甲1638の1から甲1638の3まで、甲1639の1から甲1639の4まで、甲1640、甲1642、甲1643の1、甲1643の2、甲1644の1から甲1644の3まで、甲1645から甲1648まで、甲1649の1、甲1649の2、甲1650、甲1651、甲1652の1、甲1652の2、甲1653、甲1654の1から甲1654の3まで、甲1655、甲1656の1から甲1656の7まで、甲1657、甲1673、甲1674の1、甲1674の2、甲1675から甲1677まで、甲1678の1、甲1678の2、甲1679の1、甲1679の2、甲1680の1、甲1680の2、甲1681の1、甲1681の2、甲1682の1から甲1682の3まで、甲1683の1から甲1683の3まで、甲1684、甲1685の1、甲1685の2、甲1686の1から甲1686の3まで、甲1687の1から甲1687の15まで、甲1688、甲1689の1から甲1689の3まで、甲1690の1、甲1690の2、甲1691、甲1692の1から甲1692の6まで、甲1693の1から甲1693の3まで、甲1694、甲1695の1から甲1695の6まで、甲1699から甲1708まで、甲1709の1、甲1709の2、甲1710、甲1711の1から甲1711の16まで、甲1712、甲1713の1から甲1713の13まで、甲1716から甲1719まで、甲1720の1、甲1720の2、甲1721、甲1722の1から甲1722の22まで、甲1723の1、甲1724の1から甲1724の3まで、甲1725の1から甲1725の3まで、甲1726、甲1727の2、甲1728の4、甲1732、甲1735の1、甲1735の2、甲1736の2から甲1736の4まで、甲1737から甲1740まで、甲1741の1から甲1741の6まで、甲1742の1、甲1742の2、甲1743、甲1744の1から甲1744の6まで、甲1745、甲1746の1から甲1746の4まで、甲1747の1、甲1747の2、甲1748の1から甲1748の5まで、甲1749の1から甲1749の4まで、甲1750の1から甲1750の11まで、甲1752の1から甲1752の5まで、甲1753の1から甲1753の3まで、甲1754の1、甲1754の2、甲1755の1から甲1755の4まで、甲1756の1、甲1756の2、甲1757の1から甲1757の4まで、甲1758、甲1760の1から甲1760の7まで、甲1761の1から甲1761の6まで、甲1763の1、甲1763の2、甲1764の1から甲1764の5まで、甲1765の1、甲1765の2、甲1766の1から甲1766の4まで、甲1767の1から甲1767の3まで、甲1768の1、甲1770から甲1773まで、甲1774の1から甲1774の4まで、甲1776、甲1777の1、甲1777の2、甲1778の1から甲1778の5まで、甲1779の1、甲1779の2、甲1780の1から甲1780の15まで、甲1781の1から甲1781の3まで、甲1783の1、甲1784、甲1785の1から甲1785の4まで、甲1785の6、甲1786の1、甲1786の2、甲1787の2、甲1788の1、甲1788の2、甲1788の4、甲1789の1、甲1789の2、甲1790、甲1791の1、甲1794から甲1797まで、甲1798の1、甲1798の2、甲1799の1から甲1799の4まで、甲1800の1、甲1800の2、甲1801から甲1803まで、甲1804の1から甲1804の8まで、甲1805の1から甲1805の4まで、甲1805の6から甲

1805の8まで、甲1806の1から甲1806の10まで、甲1808の1から甲1808の11まで、甲1811の1から甲1811の3まで、甲1812、甲1813の1から甲1813の4まで、甲1814の1から甲1814の3まで、甲1815の1から甲1815の12まで、甲1818の1から甲1818の6まで、甲1819、甲1820の1から甲1820の3まで、甲1821から甲1823まで、甲1824の1から甲1824の5まで、甲1826から甲1830まで、甲1831の1、甲1831の3、甲1831の4、甲1833の1、甲1833の3から甲1833の6まで、甲1834、甲1835の1、甲1835の2、甲1836の1、甲1836の2、甲1837、甲1838、甲1841の1から甲1841の5まで、甲1842の1から甲1842の12まで、甲1843の1、甲1844の1、甲1844の2、甲1845の1から甲1845の3まで、甲1849の2、甲1849の3、甲1850の1、甲1850の2、甲1851、甲1852の2、甲1855の1、甲1855の2、甲1856の1から甲1856の9まで、甲1857の1から甲1857の10まで、甲1858の3から甲1858の6まで、甲1859の1から甲1859の18まで、甲1860の1から甲1860の17まで、甲1862の1から甲1862の9まで、甲1863の1から甲1863の5まで、甲1864の1から甲1864の6まで、甲1865の1、甲1865の3、甲1865の4、甲1865の6、甲1865の7、甲1867の1から甲1867の4まで、甲1867の6から甲1867の15まで、甲1871の1、甲1871の3、甲1871の4、甲1872の1、甲1872の3から甲1872の6まで、甲1874の1、甲1874の4から甲1874の22まで、甲1881の1、甲1882の1、甲1888の1、甲1888の2、甲1889の1から甲1889の4まで、甲1890、甲1891の1から甲1891の5まで、甲1892、甲1893の1から甲1893の7まで、甲1894の1、甲1894の2、甲1895の1から甲1895の5まで、甲1896の1、甲1896の2、甲1897から甲1899まで、甲1900の1、甲1900の2、甲1901、甲1902の1、甲1902の2、甲1903、甲1904、甲1905の1、甲1905の2、甲1906、甲1907の2、甲1907の3、甲1908、甲1909の1、甲1909の2、甲1910の1から甲1910の3まで、甲1911の1、甲1912の1、甲1913の1、甲1915の1、甲1915の2、甲1916、甲1917の1、甲1917の2、甲1918から甲1920まで、甲1921の1から甲1921の3まで、甲1922、甲1923の1、甲1923の2、甲1924の1から甲1924の10まで、甲1926の2、甲1926の4、甲1926の5、甲1928の1、甲1928の3から甲1928の6まで、甲1932の1、甲1933の1、甲1933の3、甲1935、甲1936の1から甲1936の3まで、甲1938の1から甲1938の6まで、甲1939の1から甲1939の6まで、甲1940、甲1941の1から甲1941の8まで、甲1943の1から甲1943の3まで、甲1944の1から甲1944の7まで、甲1944の10から甲1944の12まで、甲1945の1から甲1945の4まで、甲1946の1から甲1946の3まで、甲1947の1、甲1947の2、甲1948、甲1949の1から甲1949の3まで、甲1949の6、甲1949の7、甲1950の1、甲1951の1、甲1951の2、甲1951の4から甲1951の6まで、甲1952の1、甲1952の5、甲1953の1、甲1955の1、甲1955の4、甲1955の5、甲1957、甲1958の1、甲1958の2、甲1959の1から甲1959の3まで、甲1960、甲1961の1から甲1961の4まで、甲1962の1から甲1962の4まで、甲1964の1から甲1964の7まで、甲1965の1から甲1965の15まで、甲2237の1、甲2237の2、甲2238の1、甲2238の2、甲2239、甲2240、甲2256、甲2257、甲2287、甲2288の1、甲2291、甲2292の1、甲2293から甲2314まで、甲2316から甲2319まで、丁160の1、丁23の1、丁23の2、丁24、丁25の1、丁25の2、丁26の1から丁26の4まで、丁27の1から丁27の3まで、丁28の1から丁28の32まで、丁29、丁30の1、丁30の2、丁31の1、丁31の2、丁32、丁33、丁34の1、丁34の2、丁35の1から丁35の5まで、丁36の1から丁36の3まで、丁37、丁38の1から丁38の5まで、丁39から丁42まで、丁43の1から丁43の4まで、丁44から丁46まで、丁47の1から丁47の3まで、丁48、丁49の1、丁49の2、丁50、丁51の1から丁51の3まで、丁

52の1から丁52の3まで、丁53から丁58まで、丁61の2から丁61の5まで、丁62、丁63、丁64の1、丁64の3から丁64の6まで、丁65から丁68まで、丁69の1から丁69の5まで及び丁70の1から丁70の5まで

○愛媛県告示第1046号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、津島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、津島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 2 columns: 新たに生じた土地の所在, 面積 (平方メートル). Rows include locations like 津島町北灘字中ノ浦 and 津島町北灘字小浦.

○愛媛県告示第1047号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、津島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 4 columns: 字の名称, 区, 域, 面積 (平方メートル). Rows include areas like 北灘, 脇, 坪井, 成.

○愛媛県告示第1048号

次のとおり落札者を決定した。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 7 columns: 落札に係る特定役務の名称及び数量, 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地, 落札者を決定した日, 落札者の氏名及び住所, 落札金額, 契約の相手方を決定した手続, 入札公告日.

○愛媛県告示第1049号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成15年度の事業計画及び調査成果のシステム化の実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 4 columns: 調査を行う者の名称, 調査地域, 調査期間, 摘要. Rows include 松山市 and 宇和島市.

	大字白浜	〃	〃
八幡浜市	大字向灘の一部	平成16年3月31日まで	地籍調査
	日土町四番耕地	〃	〃
	日土町八番耕地の一部	〃	〃
	大字栗野浦の一部	〃	数値情報化
新居浜市	小美野の一部	平成16年3月31日まで	地籍調査
	成の一部	〃	〃
大洲市	藤縄の一部	平成16年3月31日まで	地籍調査
	喜多山の一部	〃	〃
	恋木	〃	〃
	田処外	〃	数値情報化
川之江市	川之江町の一部	平成16年3月31日まで	地籍調査
	〃	〃	数値情報化
伊予三島市	紙屋町・朝日	平成16年3月31日まで	地籍調査
新宮村	大字馬立の一部	平成16年3月31日まで	地籍調査
	大字新瀬川の一部	〃	〃
土居町	小富士の一部	平成16年3月31日まで	地籍調査
	土居の一部	〃	〃
	北野大境外	〃	数値情報化
丹原町	大字鞍瀬の一部外	平成16年3月31日まで	数値情報化
重信町	大字山之内の一部	平成16年3月31日まで	地籍調査
川内町	大字松瀬川の一部	平成16年3月31日まで	地籍調査
	大字河之内の一部	〃	数値情報化
松前町	大字恵久美	平成16年3月31日まで	地籍調査
	大字鶴吉の一部	〃	〃
広田村	広田村全域	平成16年3月31日まで	数値情報化
長浜町	大字今坊の一部	平成16年3月31日まで	地籍調査
	〃	〃	数値情報化
	大字黒田の一部	〃	地籍調査
	大字晴海	〃	〃
内子町	大字内子の一部	平成16年3月31日まで	数値情報化
津島町	大字近家の一部	平成16年3月31日まで	地籍調査
	大字高田の一部	〃	数値情報化

○愛媛県告示第1050号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
川之江市	川之江町の一部	平成13年度から平成14年度まで	川之江市の地籍図及び地籍簿
土居町	大字藤原・中村の一部	平成13年度から平成14年度まで	土居町の地籍図及び地籍簿
川内町	大字河之内の一部	平成13年度から平成14年度まで	川内町の地籍図及び地籍簿
内子町	大字内子の一部	平成13年度から平成14年度まで	内子町の地籍図及び地籍簿
津島町	大字高田の一部	平成13年度から平成14年度まで	津島町の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成15年5月2日

○愛媛県告示第1051号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成15年3月19日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表第1号の項利子補給率の欄中「4厘5毛」を「5厘」に改める。

○愛媛県告示第1052号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市岸之下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所	
理事	飯尾利治	新居浜市萩生1394番地	
	高橋博敏	新居浜市萩生1175番地の1	
	森賀盾雄	新居浜市萩生1095番地の1	
	前谷暉	新居浜市萩生1106番地の2	
	村上晋太郎	新居浜市萩生1347番地の5	
	森川伊勢松	新居浜市萩生1364番地	
	森賀昇	新居浜市萩生1444番地	
	三並多喜雄	新居浜市萩生85番地	
	井上清美	新居浜市萩生450番地	
	福田正	新居浜市萩生932番地	
	伊藤健一	新居浜市大生院523番地	
	秦哲久	新居浜市大生院587番地	
	監事	森元一夫	新居浜市萩生1369番地
		森賀照雄	新居浜市萩生1300番地の2
〃	福田満寿夫	新居浜市萩生491番地	

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	森賀初太郎	新居浜市萩生1095番地の1
	前谷暉	新居浜市萩生1106番地の2
	真鍋静夫	新居浜市萩生1347番地
	青野文雄	新居浜市萩生1358番地の1
	飯尾利治	新居浜市萩生1394番地
	森賀昇	新居浜市萩生1444番地
	松木義男	新居浜市萩生1183番地の2
	高橋博敏	新居浜市萩生1175番地の1
	福田勝久	新居浜市萩生1008番地
	守谷力夫	新居浜市萩生495番地
〃	伊藤健一	新居浜市大生院523番地
〃	秦哲久	新居浜市大生院582番地

監 事	森 元 一 夫	新居浜市萩生1369番地
"	森 賀 照 雄	新居浜市萩生1300番地の2
"	伊 藤 一 俊	新居浜市大生院479番地

○愛媛県告示第1053号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	藤 原 克 行	松山市吉藤5丁目18番地24

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	松 岡 正 隆	松山市吉藤1丁目3番地14

○愛媛県告示第1054号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市馬木町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 間 清 友	松山市馬木町307番地2
"	矢 野 重 喜	松山市馬木町133番地
"	矢 野 忠 昭	松山市馬木町100番地
"	須 賀 達 志	松山市馬木町106番地1
"	大 内 博 久	松山市馬木町198番地1
監 事	須 賀 浩 一 郎	松山市馬木町110番地
"	須 賀 素 臣	松山市馬木町93番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 間 清 友	松山市馬木町307番地2
"	矢 野 忠 昭	松山市馬木町100番地
"	矢 野 重 喜	松山市馬木町133番地
"	矢 野 隆 則	松山市馬木町150番地
監 事	須 賀 浩 一 郎	松山市馬木町110番地
"	須 賀 素 臣	松山市馬木町93番地

○愛媛県告示第1055号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定

により、松山市久米地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 好 道 昭	松山市来住町288番地
"	戒 能 寛	松山市鷹子町1174番地3
"	河 本 盛 玄	松山市久米窪田町1171番地2
"	池 川 光 明	松山市高井町883番地
"	田 中 憲 夫	松山市久米窪田町178番地
"	白 坂 佑 一	松山市南土居町313番地
"	岸 洋 文	松山市来住町793番地
"	窪 田 毅	松山市福音寺町263番地3
"	花 山 正 明	松山市北久米町618番地
"	安 永 洋 明	松山市南久米町433番地
監 事	安 井 博 志	松山市久米窪田町299番地
"	高 橋 功	松山市南土居町93番地1
"	池 田 準 二	松山市福音寺町258番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 市 通 美	松山市鷹子町676番地1
"	大 西 秀 雄	松山市鷹子町945番地
"	中 須 賀 忍	松山市久米窪田町945番地2
"	安 井 博 志	松山市久米窪田町299番地
"	柿 本 満	松山市高井町1088番地
"	白 坂 佑 一	松山市南土居町313番地
"	堀 池 満 廣	松山市来住町73番地
"	池 田 準 二	松山市福音寺町258番地
"	田 中 利 徳	松山市北久米町526番地
"	安 永 洋 明	松山市南久米町433番地
監 事	白 坂 道 忠	松山市高井町920番地
"	三 好 道 昭	松山市来住町228番地
"	景 浦 正 夫	松山市鷹子町924番地

○愛媛県告示第1056号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市畑寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	朝 山 春 一	松山市畑寺4丁目4番地3
"	赤 松 博 光	松山市畑寺1丁目1番地1
"	江 戸 貴 幸	松山市畑寺3丁目15番地32
"	山 本 章 二	松山市畑寺2丁目10番地3
"	朝 山 和 孝	松山市畑寺4丁目3番地24
"	高 岡 宏	松山市畑寺2丁目6番地13

"	橋 本 稔	松山市畑寺4丁目2番地18
"	林 賢 二	松山市畑寺2丁目3番地12
"	江 戸 正 一	松山市畑寺3丁目15番地13
監 事	江 戸 通 敏	松山市畑寺2丁目8番地27
"	森 川 恵 克	松山市畑寺1丁目1番地6

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 珪一郎	松山市畑寺3丁目15番地13
"	朝 山 春 一	松山市畑寺4丁目4番地3
"	高 岡 宏	松山市畑寺2丁目6番地13
"	山 本 章 二	松山市畑寺2丁目10番地3
"	江 戸 幸 吉	松山市畑寺3丁目18番地15
"	赤 松 博 光	松山市畑寺1丁目1番地1
"	江 戸 貴 幸	松山市畑寺3丁目15番地32
"	林 靖 司	松山市畑寺3丁目16番地5
"	橋 本 稔	松山市畑寺4丁目2番地18
"	朝 山 和 孝	松山市畑寺4丁目3番地24
監 事	江 戸 通 敏	松山市畑寺2丁目8番地27
"	森 川 恵 克	松山市畑寺1丁目1番地6

○愛媛県告示第1057号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市祝谷土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	平 松 恭 介	松山市祝谷町1丁目7番地29
"	富 田 恭 司	松山市道後緑台11番地2
"	古 茂 田 準 一	松山市祝谷2丁目9番地16
"	平 松 勉	松山市祝谷4丁目1番地46
"	松 本 澹 哲	松山市祝谷3丁目6番地1
"	松 本 邦 夫	松山市祝谷5丁目3番地36
"	能 田 貢	松山市祝谷4丁目6番地5
"	野 本 昇	松山市祝谷6丁目1211番地
"	古 茂 田 剛	松山市祝谷6丁目1302番地
"	西 山 誉 志 道	松山市祝谷町1丁目7番地24
"	野 本 管 栄	松山市祝谷6丁目1209番地
"	松 本 清 俊	松山市祝谷5丁目4番地7
"	栗 林 巖	松山市祝谷4丁目10番地9
監 事	山 本 良 文	松山市祝谷町1丁目7番地22
"	栗 林 勝 弘	松山市祝谷5丁目9番地24

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 本 良 文	松山市祝谷町1丁目7番地22
"	栗 林 勝 弘	松山市祝谷5丁目9番地24
"	野 本 幸 男	松山市祝谷2丁目8番地10

"	西 山 誉 志 道	松山市祝谷町1丁目7番地24
"	上 田 保	松山市道後緑台10番地32
"	栗 林 邦 夫	松山市祝谷5丁目4番地9
"	栗 林 敬	松山市祝谷5丁目1番地11
"	野 本 一 男	松山市祝谷5丁目9番地8
"	丸 山 隆	松山市祝谷4丁目9番地22
"	野 本 祐 敏	松山市祝谷6丁目1297番地
"	松 本 義 雄	松山市祝谷4丁目2番地9
監 事	白 石 徳 広	松山市祝谷4丁目3番地19
"	丸 山 俊 明	松山市祝谷6丁目1029番地

○愛媛県告示第1058号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第3項の規定に基づき、愛媛県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を次のとおり変更した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、各中央地域農業改良普及センター及び各中央地域農業改良普及センター普及室に備え置いて縦覧に供する。）

平成15年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1059号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
宇和島市大字丸穂字若山・大字柿原字八幡山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
北宇和郡日吉村大字父野川上字ヤガラメ・字フキノ山・字ツエガ谷・字ヲリハタリ・字ホリノ山・字イガヤブ・字シデ山（以上7字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。



- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
北宇和郡広見町大字奈良字奈良奥山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
宇和島市大字川内字鬼ヶ城山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
北宇和郡松野町大字目黒字目黒山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字目黒山(国有林。次の図に示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
北宇和郡津島町大字下畑地字陰平山・大字横川字横川山(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字陰平山・字横川山(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 7(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
北宇和郡津島町大字下畑地字陰平山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 8(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
北宇和郡津島町大字下畑地字陰平山・大字横川字横川山(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字陰平山・字横川山(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 9(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
宇和島市大字丸穂字若山・大字川内字鬼ヶ城山(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

10(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
北宇和郡広見町大字奈良字奈良奥山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1060号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成15年3月19日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表3の項利子補給率の欄及び同表7の項同欄中「4厘5毛」を「5厘」に改める。

○愛媛県告示第1061号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成15年5月2日から5月15日まで

○愛媛県告示第1062号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
土木設計積算システム保守管理業務 一式	愛媛県土木部 管理局土木管理課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成15年4月1日	財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7丁目10番20号	36,225,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第1063号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年5月7日から  
平成16年3月31日まで
- 3 作業地域 宇和島市、大洲市

○愛媛県告示第1064号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川小田線	上浮穴郡美川村大川2256番3	旧	メートル 4.0~6.8	キロメートル 0.053	
			新	8.5~36.5	0.051	

## ○愛媛県告示第1065号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	上浮穴郡美川村大川2256番3	平成15年5月2日

## ○愛媛県告示第1066号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川小田線	上浮穴郡美川村大川4242番4から 同村大川4207番3まで	旧	メートル 4.2~25.0	キロメートル 0.312	
			新	16.1~57.8	0.280	

## ○愛媛県告示第1067号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	上浮穴郡美川村大川4242番4から 同村大川4207番3まで	平成15年5月2日

## ○愛媛県告示第1068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	伊予郡双海町大字高野川字西組甲328番4地先から 同字甲293番1地先まで	旧	メートル 8.0~17.0	キロメートル 0.198	
			新	16.6~35.0	0.198	

○愛媛県告示第1069号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
平成15年 5 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	伊予郡双海町大字高野川字西組甲328番 4 地先から 同字甲293番 1 地先まで	平成15年 5 月 2 日

○愛媛県告示第1070号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成15年 5 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
15西局丹土（開）第 1 号 平成15年 4 月10日	周桑郡丹原町大字池田487番 2、488番 5、489番 2、490番 1、490番 11、490番 12、490番 13、491番 1、491番 4、508番 1、508番 5、508番 8、508番 9、508番 10、508番 11、491番 1 地先水路及び508番 1 地先水路	西条市神拝甲276番地の 1 株式会社 マーク住研 代表取締役 鴻 上 和 義
15松局建（開）第 2 号 平成15年 4 月16日	温泉郡重信町大字志津川字水木甲1856番 1 及び甲1856番 5	松山市古川北二丁目 6 番 5 号 越 智 浩
15松局伊土検（開）第 2 号 平成15年 4 月22日	伊予郡松前町大字鶴吉字化粧田828番 1	伊予郡松前町大字鶴吉328番地 佐 伯 一 子

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成15年 5 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛情報スーパーハイウェイ基幹回線専用サービスの調達
- (2) 調達役務名及び数量  
ア 回線終端装置から回線終端装置までの帯域保証型専用サービス 13区間分  
イ 回線終端装置から回線終端装置までのデジタル専用サービス 1区間分
- (3) 調達役務の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 調達開始日  
平成15年 9 月14日
- (5) 調達区間

区 分	調達区間（回線終端装置設置場所から回線終端装置設置場所までの間）
(2)アに掲げる役務	西条地方局から伊予三島庁舎までの間、今治地方局から西条地方局までの間、今治地方

局から丹原庁舎までの間、県庁から今治地方局までの間、県庁から松山地方局までの間、県庁から久万庁舎までの間、県庁から伊予庁舎までの間、県庁から八幡浜地方局までの間、八幡浜地方局から大洲庁舎までの間、八幡浜地方局から宇和島地方局までの間、宇和島地方局から御荘庁舎までの間及び西条地方局から宇和島地方局までの間  
今治地方局から台ダム管理事務所までの間

(6) 入札方法

(5)の表に掲げる区間ごとにそれぞれ入札に付し、入札金額は、当該区間の調達役務の月額料金を合計した額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する第一種電気通信事業者又は第二種電気通信事業者のうち、営業種別「その他」について知事の審査を受け、平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 調達開始日までに確実に調達できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部管理局情報政策課地域情報係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)941 2111 内線2288

- (2) 入札書の受領期限  
平成15年6月13日（金）午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成15年6月13日（金）午後2時  
愛媛県庁第一別館9階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した役務を調達できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
否（愛媛県会計規則第149条第2項第5号該当）
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した役務を調達できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the line service to be rendered :  
a ) Bandwidth Guaranteed Leased Circuit Service , 13 connections  
b ) Digital Leased Circuit Service , 1 connection
- (2) Time limit of tender : 2:00 p.m. , 13 June 2003
- (3) For further information , please contact :  
Regional Information Section , Information Policy Division , Administrative Subdepartment , Planning and Information Department , Ehime Prefectural Government , 4 2 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 941 2111 Ext 2288

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年4月22日	特定非営利活動法人 Works21	豊田 康 志	新居浜市松の木町4番3号	この法人は、障害者及び高齢者に対して、その自立した生活を支援する活動に関する事業を行い、もって障害者及び高齢者の社会参加機会の均等化に寄与し、地域社会全体の利益に貢献することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年4月23日	特定非営利活動法人 ふれあいエコクラブ	吉 田 啓 二	松山市空港通1丁目1番地32号	この法人は、ごみ減量をめざして、不特定多数の子どもや大人に対して、講座・工房及びイベントの開催、その他啓発活動によって、現状課題を見つけ環境教育を進め、資源循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

**人事委員会規則**

**○愛媛県人事委員会規則13 - 139**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年5月2日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

**管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 16）の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の部職の欄中「次長 課長」の下に「室長」を加え、同表知事部局の部本庁の項同欄中「次長」を削り、「NPO・ボランティア推進監」を「技術監 原子力安全対策推進監」に改め、「属するもの並びに人事係、組織定員係」の下に「能力開発係、行政考査係」を、「組織定員係長」の下に「能力開発係長 行政考査係長」を加え、「組織定員係及び福利健康係」を「福利健康係及び法令係」に改め、「財政課並びに人事係、組織定員係」の下に「能力開発係、行政考査係」を加え、同部出先機関の項地方局中山川ダム建設事務所の目を削り、同項地方局中央地域農業改良普及センターの目同欄中「所長」の下に「室長」を加え、「支所長」を削り、同項地方局地域農業改良普及センターの目を削り、同項東京事務所の目同欄中「課長」の下に「課長補佐」を加え、同項東京観光物産センターの目機関の欄中「東京観光物産センター」を「えひめ観光物産プラザ」に改め、同項児童相談所の目職の欄中「所長」の下に「次長」を加え、同項製紙試験場の目を次のように改める。

紙産業研究センター	所長 技術支援室長 総務課長
-----------	----------------

別表知事部局の部出先機関の項女性職業センターの目を削り、同項大阪事務所の目職の欄中「所長」の下に「次長」を加え、同表教育委員会の部事務局の項本庁の目同欄中「部長 課長」の下に「室長」を、「課長補佐」の下に「室長補佐」を加える。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**公安委員会規則**

**○愛媛県公安委員会規則第9号**

取消処分者講習の実施に関する規則を次のように定める。

平成15年5月2日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

**取消処分者講習の実施に関する規則**

（趣旨）

**第1条** この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第2号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（取消処分者講習の実施）

**第2条** 取消処分者講習のうち、次の各号のいずれにも該当する者に対する講習は、法第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）に行わせることができる。

- (1) 法第90条第7項、第103条第6項又は第107条の5第1項の規定により、免許を受けることができない期間又は運転を禁止する期間として公安委員会が定めた期間が3年以下の者
- (2) 初めて免許の取消処分を受けた者

（講習の予約）

**第3条** 取消処分者講習を受講しようとする者は、取消処分者講習予約申込書（様式第1号）をその者の住所地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出しなければならない。

（講習の通知）

**第4条** 公安委員会は、取消処分者講習予約申込書の提出を受けたときは、速やかに、講習日時、場所等を指定して、取消処分者講習通知書（様式第2号）により取消処分者講習を受講しようとする者に通知するものとする。

（講習科目）

**第5条** 取消処分者講習の講習科目は、次の表のとおりとする。

種 別	講 習 科 目
四輪車	1 運転適性検査
	2 導入
	3 性格と運転の概説
	4 適性診断結果による指導・助言
	5 運転技能の診断
	6 危険予知運転の解説
	7 路上又は場内での技能診断
	8 安全運転実行のための指導・助言
	9 その他運転技能に関すること。
二輪車	1 運転適性検査
	2 導入
	3 運転技能の診断
	4 性格と運転の概説
	5 適性・技能診断結果による指導・助言
	6 危険予知運転の解説
	7 安全運転実行のための指導・助言
	8 その他運転技能に関すること。

（受講申出）

**第6条** 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条第2項第1号に規定する

取消処分者講習の申出は、取消処分者講習申出書（様式第3号）及び施行規則第17条第2項第7号の免許用写真2枚を、公安委員会（指定講習機関が行う取消処分者講習を受けようとする者にあつては、当該指定講習機関）に提出して行うものとする。

（取消処分者講習終了証書の交付）

**第7条** 公安委員会及び指定講習機関は、取消処分者講習を終了した者に対し、取消処分者講習終了証書（様式第4号）を交付しなければならない。

（取消処分者講習終了証書の再交付）

**第8条** 取消処分者講習終了証書の交付を受けた者は、当該取消処分者講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、公安委員会又は取消処分者講習終了証書の交付を受けた指定講習機関に、取消処分者講習終了証書再交付申出書（様式第5号）を提出して取消処分者講習終了証書の再交付の申出を行うことができる。

2 前項の申出は、当該申出をしようとする者の住所地を管轄する警察署を経由することができる。

（補則）

**第9条** この規則に定めるもののほか、取消処分者講習の実施に関し必要な事項は、公安委員会が定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成15年6月1日から施行する。

2 愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第32条中「、第25条」及び「取消処分者講習及び」を削る。

別記様式第23号から別記様式第26号までを次のように改める。

別記様式第23号から別記様式第26号まで 削除

様式第1号(第3条、第4条関係)

## 取消処分者講習予約申込書

所属

申込年月日	年 月 日	取消処分書	有 無	確認者
申 込 者	ふりがな 氏 名 (旧姓)			性 別 男 女
	生年月日	年 月 日 生 ( 歳 )		
	本 籍			旧本籍
	住 所			旧住所
	電 話 番 号	自宅・勤務先( ) -	携 帯	
	処 分 期 間			
	免 許 取 得	仮免 有・無	教習所入所( 段階 )・卒業・入所予定( 月ころ )・予定なし	
	処分後の違反	有( 回で最終は 年 月 日ころ ) ・ 無		
	受講希望車種		取消前保有免許	
	受講希望月日			
	希望講習機関			
	備 考			

- 注1 印の欄は、記入しないでください。
- 2 のある欄は、該当する にレ印を付してください。
- 3 旧本籍の欄及び旧住所の欄は、都道府県名を記入してください。
- 4 審査の結果等により受講できない場合があります。
- 5 受講希望月日及び希望講習機関は、変更されることもあります。
- 6 実際に受講する日時、場所等は、後日通知します。



様式第2号(第4条関係)

取 消 処 分 者 講 習 通 知 書

公委 第 号  
年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった取消処分者講習を次により実施するので通知します。

なお、やむを得ない理由等により受講日を変更したい場合は、公安委員会に申し出てください。

講習日時	1日目	
	2日目	
受講場所	講習機関名	
	所在地	
	電話番号	
講習車種別		

備考

## 様式第3号(第6条関係)

様式第3号(その1) 公安委員会提出用

## 取 消 処 分 者 講 習 申 出 書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

氏名及び生年月日	
本 籍	
住 所	
連 絡 先	
免許の欠格期間が満了する日	
取消前に取得していた免許の種類	
交付公安委員会	
講習時に希望する車種	
講習日及び講習場所	
手 数 料	

- 注1 手数料欄には、証紙をはり付けること。  
 2 印の欄は、記入しないこと。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3号(その2) 指定講習機関提出用

## 取 消 処 分 者 講 習 申 出 書

年 月 日

殿

氏名及び生年月日	
本 籍	
住 所	
連 絡 先	
免許の欠格期間が満了する日	
取消前に取得していた免許の種類	
交付公安委員会	
講習時に希望する車種	
講習日及び講習場所	
備 考	

注1 印の欄は、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4号(第7条、第8条関係)

第 号

写 真

押出し  
スタンプ

取 消 処 分 者 講 習 終 了 証 書

本 籍  
住 所  
氏 名  
生年月日

あなたは、道路交通法第108条の2第1項第2号の規定に基づく取消処分者講習を終了したことを証します。

年 月 日

実施機関

印

注1 実施機関の欄には、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者名」を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 様式第5号(第8条関係)

取消処分者講習終了証書再交付申出書	
年 月 日	
殿	
氏名及び生年月日	
本 籍	
住 所	
再交付を申し出る理由	
講 習 日	
講 習 場 所	

注1 あて名の欄には、再交付を申し出る「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者名」を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第3号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年5月2日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表2の2の(9)の表愛媛県道路交通規則の項専決事項の欄中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とする。

別表2の2の(9)の表高齢者講習に関する規則（平成10年愛媛県公安委員会規則第8号）の項の次に次のように加える。

取消処分者講習の実施に関する規則（平成15年愛媛県公安委員会規則第9号）	1	第3条の規定による取消処分者講習予約申込書の受理
	2	第4条の規定による講習日時、場所等の指定及び通知
	3	第6条の規定による取消処分者講習申出書の受理
	4	第7条の規定による取消処分者講習終了証書の交付
	5	第8条の規定による取消処分者講習終了証書再交付申出書の受理

附 則

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

正 誤

○正 誤

平成15年3月28日付け第1443号愛媛県公安委員会訓令第1号（愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令）中

ページ	箇所	正	誤
365	右欄上から1行目	別表2の1の(3)の表	別表2の1の(2)の表